平成２７年（フ）第８７８号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目６番９―303号
パラシオン旭ケ丘
債務者　松下　陽子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８９２号
堺市堺区宿院町西３丁２番１―1107号
債務者　柳川美香子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
長崎県長崎市滑石２丁目18番10号、住民票上の住所福岡県遠賀郡芦屋町白浜町７番23号
九州石井運輸（株）社員寄宿舎205号
債務者　杉屋　　勝
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1085番地36　サングラウンドⅠ　３号
債務者　朝船　秀和
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
北海道室蘭市東町４丁目４番３―214号
債務者　澁谷　洋次
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
北海道室蘭市東町４丁目４番３―214号
債務者　澁谷裕美子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
北海道伊達市大滝区北湯沢温泉町46番地７
債務者　阿戸　　学
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
長野市大字南長池762番地６　シティハイムワカツキ201
債務者　小林　真也
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
長野市安茂里小市２丁目11番18号　メゾンルミエールＣ棟201
債務者　飯塚　友輔
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６１号
名古屋市北区辻町５丁目67番地　辻コーポ４Ｃ号
債務者　小松原成年
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１６２号
名古屋市北区辻町５丁目67番地　辻コーポ４Ｃ号
債務者　小松原ひとみ
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６２号
愛知県稲沢市国府宮３丁目７－９　国府宮マンション203号、住民票上の住所愛知県みよし市打越町苗座５番地１　メゾン・ソレイユ102号
債務者　長渡　幸喜
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４３号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1875番地４
債務者　西村　昭史
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１３６４号
福岡市早良区小田部４丁目３番31―205号
債務者　小林かおる
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３６６号
福岡県太宰府市五条２丁目20番６―301号、前住所福岡県遠賀郡岡垣町東山田１丁目１番14―303号　サンシャインビル
債務者　大庭衣里子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８１号
福岡市南区柏原１丁目９番17―205号
債務者　西川美恵子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８３号
福岡市南区大楠２丁目２－１―1301号
債務者　長崎比呂丸こと　長崎　博文
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部